

令和2年12月議会定例会 計画案からの変更箇所一覧
第6期生駒市障がい者福祉計画

No.	意見者	ページ	意見	意見への対応
1	パブリック	P6	<p>計画の対象が漠然としていて解りづらいと思います。特に精神障がいについては、「心の病」、「精神疾患」や「精神病」と呼ばれるものが、含まれるのかどうか不明確です。</p> <p>計画の対象若しくは、障がいの定義を広く明確にして誰もが、相談しやすく、かつ複合的な支援を受けられる体制にすることが望まれます。これは、「誰一人取り残さない」とするSDGsの趣旨にも適うものと考えます。</p>	<p>以下のとおり修正しました。</p> <p>「4 計画の対象 本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい(心の病等の精神疾患を含む。)、難病等があるために日常生活または社会生活を営む上で何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある方を計画の対象とします。」としました。</p>
2	議会	P25 P27 P28 P28 P38 P39 P39 P39 P48 P57	<p>人については「設置」ではなく「配置」である</p>	<p>以下のとおり修正しました。</p> <p>P25 スクールカウンセラーの配置 P27 市役所内での手話通訳者の配置 P28 手話通訳者の配置 P28 市役所に手話通訳者の配置を検討します P38 専門職員の配置を検討する等 P39 専門的な相談員を配置するとともに P39 精神保健福祉士等の配置を検討します P39 身体・知的障がい者相談員を配置することにより P48 専門的な相談員を配置し P57 専門職員の配置を検討する等</p>
3	議会	P23 P27 P47	<p>計画書では「知的・こども」や「身体・こども」等の表記について説明がわかりにくい。</p>	<p>以下のとおり修正しました。</p> <p>P23 ・ 今後、特に必要な支援・サービスについては、障がい種別で見ると、18歳以下の療育手帳所持者で「放課後等デイサービス・児童発達支援などの療育支援」が59.6%、18歳以下の身体障害者手帳所持者で41.5%となっている。(市民アンケート)</p> <p>P27 ・ 医療を受ける上で困っていることについて、障がい種別で見ると、19歳以上の療育手帳所持者で「病状の理解がむずかしく症状を上手に伝えられないこと」の割合が高く、25.0%となっている。(市民アンケート)</p> <p>P47 ・ 『成年後見制度』の利用について、「わからない」の割合が54.3%と最も高く、次いで「今は必要ないが、将来利用したい」の割合が27.2%となっている。障がい種別で見ると、18歳以下の療育手帳所持者で40.4%、19歳以上の方で42.2%と高くなっている。(市民アンケート)</p>

第6期生駒市障がい者福祉計画

No.	意見者	ページ	意見	意見への対応
4	議会	P61	セルフプランについての説明がどこにもないので、どんな内容なのかを明記すべきである。	<p>以下のとおり修正しました。</p> <p>市役所障がい福祉課窓口や生活支援センターにおいて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成、個別事例における専門的な指導や助言を行います。エンパワーメントの観点から、申請者自身が計画の作成(セルフプラン)を希望される場合についても、作成支援や助言を行い、サービスの適正な利用につなげます。</p>
5	-	P68	障害児福祉計画についても、障害福祉計画と同様に見込量確保の方策に記載すべき内容がある。	<p>以下のとおり追記しました。</p> <p>○市役所障がい福祉課窓口や生活支援センターにおいて、障害児支援利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成、個別事例における専門的な指導や助言を行います。エンパワーメントの観点から、申請者自身が計画の作成(セルフプラン)を希望される場合についても、作成支援や助言を行い、サービスの適正な利用につなげます。</p>